

# ちゅう キャリ 通信



2019年  
7月号

日頃よりご愛顧を賜りありがとうございます。

「ちゅうキャリ通信」7月号は先月に引き続き「働き方改革関連法」について取り上げました。

✿ 残業規制（時間外労働の削減）は、中小企業の約7割で「まだ道半ば」です。

【ITmedia ビジネスオンラインHPより】

- 働き方改革関連法の施行により、中小企業における時間外労働の上限は、2019年4月から原則として「月45時間かつ年360時間」となりました（臨時的な特別な事情があっても月100時間未満、年間720時間以下）。しかし、社員の残業が上限を超える恐れのある企業の69.8%で時間外労働削減に関する改善が進んでいないという事です。

改善されない企業ではどの様な問題が起きているのでしょうか？

「労働時間の適正化に向けた取り組みを行っている」と答えた企業であっても

- ①「管理職が部下の仕事を引きとることが増えた」
- ②「他の人に仕事を頼みづらくなった」
- ③「打刻した後に業務をすることが発生した」等の意見が挙げられています。

一方経営者側からも残業規制により「売上が減少した」という意見もあり労使双方で残業規制への対応に頭を悩ませているところは多い様です。まだ制度開始間もないところではあるので今後、労使間で時間外労働の改善取り組みについて相互で歩み寄り解決していく必要があると考えます。

- 弊社での現状について

弊社でも労災事故や健康被害の防止の観点から安全衛生委員会にて派遣スタッフさん200人をピックアップして月間の時間外勤務についての調査及び対策検討会を行っております。

因みに4月の月間の時間外勤務調査では

【①45時間超過が5名、②50時間超過が8名、③70時間超過が1名】でした。昨今の景気状況もあり時間外勤務は増加の傾向にあり、残業超過の対象となるスタッフさんは毎月ほぼ同一の方々となっておりました。

『漫画でわかる！中央キャリアネット』のHPを開設しました！！

弊社の事を分かりやすく漫画で紹介したHPを開設しました。「紹介予定派遣」や「WEB登録システム」など、今私どもが取り組んでいる事を簡単にではありますがご理解して頂けると思います。是非ご覧ください。<https://www.c-c-nt.com/manga/>

AIアシスタント  
キャリー



来月号もセンター相談例その他人材に関するトピックスを掲載予定です。

発行 社長室直轄 就業サポートセンター 窓口担当 矢野

直通電話 070-4397-4966 メールアドレス [support@c-c-nt.com](mailto:support@c-c-nt.com)

